

官民競争入札等監理委員会
第170回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第170回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年4月19日（火）15:59～17:35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - 「JICA地球ひろば」の企画運営管理業務
 - 取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務
3. 第31回、第32回公物管理等分科会 審議結果について
4. 第50回施設・研修等分科会 審議結果について
5. 市場化テスト導入に伴う人員削減等の調査結果について
6. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について
7. 「公共サービス改革基本方針（案）」について
8. 官民競争入札等監理委員会今後の在り方の検討について
9. 閉 会

○引頭委員長 では、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第170回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございますが、議題5から8につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。本日は、この官民競争入札等監理委員会が総務省の方に移管されて最初の委員会でございます。総務省より古賀政務官に御出席いただいておりますので、古賀政務官より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○古賀政務官 ただいま御紹介いただきました総務省総務大臣政務官の古賀篤と申します。本日は委員の皆様方、お忙しい中、この170回という節目の委員会でありますけれども、御出席いただき、そして、今日も審議いただくということで心から感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

総務省、皆様方、御存知のように先週木曜日ですか、夜に震災が起こりまして、そこからは週末等、震災対応しているという状況でございます。官邸で会議が行われ、そしてその折に引き続きまして総務省でも対策本部を開いております。今日も1回開いて、これからこの後、夕方開かれるという状況でございます。そういった中、また、今日は国会の方でも総務委員会が開かれて法案審議も行っている最中ございまして、ただ、そういうそれぞれの方面で対応させていただいているところでありますが、今日は総務省におきまして最初のこの監理委員会ということでありまして、総務省の幹部を代表して一言御挨拶させていただきたいと思っております。

まさにこちらの監理の事務が総務省に移ってきたということで、我々総務省としましても、これまでも効率的な行政の運営ということで力を入れてきた分野でありまして、しっかりと事務の方もさせていただきたいと思っております。また、個人的な話をさせていただきますと、私、15年間、財務省というところで公務員をしておりました。その中でいろいろな行政管理、効率的な行政運営ということにもかかわってまいりましたし、主計局の主査として予算の査定もさせていただいたところであります。今日、資料の方を拝見させていただきましたが、やはりこういったしっかりとした資料で、そして先生方が専門的な知見で御議論いただいて、さらに公共サービスが効率化していく、あるいは質が上がっていくということは大変大事だと思っておりますし、大変心強く思うところであります。

これからしっかりと我々も先生方の委員の皆様方のサポートをさせていただきたいと思っておりますし、さらに大所高所から御指導賜りますよう心からお願い申し上げたいと思っております。今日がある意味、新しいスタートということになりますが、ぜひとも先生方にも重ねてではございますが、御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。

なお、古賀政務官におかれましては、所用のためここで御退席されます。古賀政務官、

ありがとうございました。

(古賀政務官退室)

○引頭委員長 それでは、本日の審議に入ります。まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思えます。本件については、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。それでは、「JICA地球ひろばの企画運営管理業務」について、古笛主査より御報告をお願いいたします。

○古笛委員 では、JICA地球ひろば企画運営管理業務について御報告させていただきます。資料はお手元に1-1と委員限りということで参考資料を3部、お届けさせていただいております。資料1-2ですね。参考資料が2部と資料1-2でございます。まず、JICA地球ひろばの概要なのですが、参考資料のところに写真などがありますように、2015年9月に延べ来館者130万人を突破しましたと書かれているとおり、このJICA市ヶ谷ビル内に地球ひろばの施設というものがございまして。体験ゾーンの展示・相談スペースですとか、交流ゾーン。交流ゾーンの方は貸し出しスペースとなって、いろいろセミナーだとかイベントなどが開催されているところです。ずっとこのJICA地球ひろばのここでの概要があるのですが、来館者の方も一時、2010年に増えて一時下がったのですが、また少しずつ増えてきているような状況ではあります。2010年から11年にかけて減ったのは、場所が変わったとかというような事情などもございまして。体験ゾーンについての来館者もここに掲げられているとおりではございます。

このようなJICA地球ひろばについてなのですが、この資料1-1について御説明させていただきますとJICA地球ひろばの企画運営管理業務については、公共サービス改革基本方針において28年10月から民間競争入札が実施されることとなっております。そして実施要項（案）を小委員会の方で審議したので、その結果を御報告させていただきます。まず、1.事業概要については今のイラスト、写真などを見て御説明させていただいたとおりなのですが、本事業は本公共サービス改革基本方針（別表）において新規の事業として選定されました。市民による国際協力の拠点として多くの市民が訪れ、いろいろなイベントに参加していただいたりというような施設でございます。途上国の人々への共感・連帯感を育むことですとか、国際協力関連市民団体の交流の場となることを目指した「JICA地球ひろば」の企画運営管理に関する包括的な業務、企画運営管理に関する業務ということになります。ただ、今回は1者応札であったため、競争性の確保が問題とされています。

この参考資料のところにこれまでの契約状況というものが掲げられているのですが、事業実施者は青年海外協力協会ということでずっと続いているような状況です。主な改善点、この状況を改善するということで改善点を挙げられています。まず、配置する人員のスキルということなのですが、JICAボランティア経験者及び英語スキルに限定しているのですが、このような方のスキルについて委託する業務内容ですとか、インセンティブ等による支払条件の明確化というものが1つ掲げられています。また、配置人数等のインプット指標を含めた質の指標設定や質の指標の過去の状況を勘案した設定と

なっております。とりあえずポイントだけ御説明させていただきますと、経験等に関する配点割合の減少及び必要経験年数の削減等による評価基準における新規参入促進のための工夫ですとか、業務量の適切な把握及び従来のアンケート結果開示による達成すべき質の水準把握等の十分な情報開示ということが掲げられています。

1-2の実施要項について少し詳しく説明させていただきますと、資料1-2の4ページ、15ページ、16ページあたりをごらんください。4ページからこの配置する人員のスキルということで、いらっしゃる方に対する案内業務というものがございます。そこでいろいろJICAとしてのボランティアの経験ですとか、それから、英語のスキル、語学力というものが要求されているところではございます。それが4ページから15ページにかけて掲げられています。この点について従来よりはスキルの方を英語のスキルに限定した。それまではいろいろな語学力ということだったのですが、英語に限定したというところで、そこが改善された1つです。

もう一つの点としましては、配置人数などの指標ということなのですが、14ページから15ページにかけて掲げられています。サービスの質の設定ということなのですが、そこでの質については体験ゾーンの体制について、従来、業務統括者またはそれに代わる者1名以上、地球案内人ということでいろいろ経験された方が来館者の方に御案内していただくような方を4名以上置くということにはなっている。これが体験ゾーンの体制ということではあります。こういった点でサービスの質を確保しようということではあるのですが、この14ページから15ページにかけてです。それから、過去の状況を勘案してということになっております。

この地球案内人なのですが、やはりみずからボランティアなどを経験された方ということで、途上国において2年以上の協力経験を持つ者が9割を超えているということです。実はこのあたりは少しハードルが高くて、どうしても人が限られてしまうのではないかといいところではあるのですが、質を確保するためにはやはり経験者の方でないといけないのではないかといいことで、これらが挙げられているところではあります。

それから、36ページ及び37ページです。経験、やはり組織の経験・資格等についてということなのですが、その配点ですとか、配点割合についてやはり経験を重視すると人が限られてしまうということで、配点割合などは経験があるということでも高くなっていたところを減少させていただいたりだとか、それから、必要経験年数などを従来よりは短くしたということなどが改善点として挙げられています。

それから、46ページから50ページにかけて業務の適切な把握ということなのですが、これが従来の実施状況に関する、できるだけ情報開示をということで従来の経費がどのくらいであったか、人件費が多いのですが、人件費がこういう状況であったかということをお報告していただいております。アンケートなども実施しているのですが、これは48ページになるのですが、アンケートの結果によっていろいろな来館者の方の満足度がどうなのかと。満足度についてはとても高い回答が得られているのです

けれども、こういったものなども情報開示ということで開示させていただいているところ
です。

実施要項（案）についてなのですけれども、審議結果なのですが、この修正点というの
は特に意見は出なかったのですけれども、1者応札の要因及び競争性の担保に向けての取
り組みについての確認を行いました。実はどうしても1者応札が本当に解消できるのかど
うなのかということとはなかなか難しいのですけれども、実際、では、どういった方がこの
業務を受けられるのかということもまた片や難しく、どうしてもここでの業務という
ことになるJICAのボランティアの経験者の方、なおかつここにお勤めできる人が、学生
さんが一時アルバイトというわけにもなかなかいかないし、正社員としてここでずっと勤
めるというわけにもなかなかいかないしということで限られてしまうということが問題
ではないのかなという点は意見としては出ました。意見募集については、3月2日から3
月16日の間に行われたのですけれども、特段意見は寄せられなかったというような状況で
はございます。

これが地球ひろば企画運営管理業務に関する御報告となります。

○引頭委員長 古笛主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問がございましたら、御発言
をお願いいたします。いかがでしょうか。井熊委員、お願いします。

○井熊委員 御説明、どうもありがとうございます。これは1者応札になっているという
ことで、評価の基準であるとか、そういうところがもう少し青年海外協力協会以外の普通
の会社ができるような形に何か緩和するようなのができるかどうかとか、そういう議論は
あったのでしょうか。

○引頭委員長 古笛主査、お願いします。

○古笛委員 やはり私たち小委員会の中でも、これって、では、ほかに受けられる人、い
るのだろうかということで、もちろん語学力を従来はもっとたくさんの語学力が要求され
ていたのが、とりあえず英語だけということにはなったのですけれども、こういった形で
お勤めできる人がいて、言い方は悪いけれども、いかにも青年海外協力協会の人が行って
きて、戻ってきてここでお仕事をするというふうな形でつくられているようにどうしても
見えてしまうのだけれどもという意見などは出たのですけれども、では、どこをどう緩め
たら、多少緩めてもハードルがそれほどガンと低くなって、みんながどんどん入札に参加
できるような状況かというとなかなか厳しいのかなと苦慮しているところではあります。

○引頭委員長 関根委員、お願いします。

○関根委員 御説明、ありがとうございます。今おっしゃっていたことにも関連するの
ですけれども、結局、一番大切なこの人員配置のところについて、経験者にやってもらい
たいということになると、そういう方を抱える協会というのがここしかなければ、ここ以
外できないことになってしまうのかと思います。そういう理解で正しいのでしょうか。

○引頭委員長 では、新田参事官から御願います。

○新田参事官 補足させていただきます。こちらで求めている経験といいますのは、JICAの募集によるボランティアの経験者ということでございますので、JICAの職員を求めているわけではないですね。ボランティアの経験者、海外青年協力隊なども毎年数百名おりますので、それで帰ってこられた方を一時的に雇用していただいて、その方を充てていただければできるということで、そういう方は実際なかなか職もなくて困っているケースもあるので、そういう方への職を提供という面も含めてこの事業をやっている面もございまして、その観点からいって、そのあたりについての採用を配慮していただける企業であれば対応できるだろうというお答えがあったように記憶しております。

○関根委員 関連してよろしいですか。

○引頭委員長 はい。関根委員、御願います。

○関根委員 そういう方の貴重な経験を日本の中で伝えるというのは非常に重要なことかとは思っているのですが、そうすると、例えばこの協会以外にそういった事業を行っているようなところというのはあるのかどうかということになりますが、そういった観点ではどうなのでしょう。

○引頭委員長 事務局から御願いますか。

○新田参事官 詳細には承知しておりませんが、現にこういう事業をやっているところはないと思います。すみません、付言させていただきますと、ただ一方で、海外青年協力隊への斡旋みたいな部分で募集などの業務をやっているところはございますし、全く縁がある民間事業者がないという状況ではないと聞いております。

○引頭委員長 私からも1点だけ確認させてください。委員限りの資料を拝見しますと、こちらの色刷りの資料ですが、2013年から15年までは説明会には8者の参加者が来てくださり、最終的には1者応札という結果だったということなのですが、その8者の方々が応募をためらった事由等については、今回のこの仕様書の中で、反映できるところは反映されているという理解でよろしいのでしょうか。

○古笛委員 8者の方、8者も来て1者しか参加されなかったということで……。

○引頭委員長 7者の方々が応札されなかったことということになりますね。

○古笛委員 そういう話なのですけれども、ここにも書かれている、なぜ参加されなかったのかということとやっぱり金額面も結構大きいのではないかというような話があったかと思えます。

○引頭委員長 金額以外の課題については、その8者の方からのいろいろな御意見は反映されているという理解でよろしいのでしょうか。これは事務局に聞いた方がよろしいですね。事務局から御願います。

○新田参事官 非常に曖昧な表現になっておりますので、具体的にここがという指摘ではなかったと聞いておりますが、ただ一方で、いわゆる応札しようとするときのリスクを減らすために、例えば先ほどの資格の部分あまり過度に求めずに、必要な資格はここまでですよという話でありますとか、あと、さっきの案内人の配置に関しても4人というのが

どういう意味なのか、意味をちゃんと書くということで、応札する方がどういうことが求められるのかということに関してきちんと理解できるようにしたということでもって、幾らかなりとも積算等について情報を提供しているという意味では、工夫はしていただいたと考えております。

○引頭委員長 わかりました。ありがとうございました。

いろいろな御意見、ありがとうございました。本当に競争相手が出てくるかについては現時点ではわからないけれども、まずはこの実施要項で試してやってみるということですね。

稲葉委員。

○稲葉委員 よく内容を熟知していないので、こういうコメントをしていいのかよくわからないのですけれども、何となく普通にやられているのとやり方が違うのではないかという感じがしまして、それは私、この文言に引っかかっているのですけれども、この業務というのは、JICA地球ひろばの企画運営管理に関する包括的な業務だと言っているんですね。企画運営管理に関する包括業務というのは、包括的なのかな。こういうのがどんどん包括的になると、何かそういうことをやっているところが限定されてきて、1者応札に近くなってしまうのかもしれない。1者応札が嫌だというのだったら、もう少しこの発注する業務に関して、ある種ばらばらにするとか、現定的にすることで、何かまとめてドンとこういうふうにするというやり方が本当にいいのかどうか。

そもそも、こういう企画業務というのは、まさにJICAの基本的な機能として自分たちが考えるべき仕事で、そういうのをアウトソースするというのはいかがなものか。むしろ、そうではなくて、ある種の企画があつて、そのもとで実際の地球ひろばの運営なり管理をするということが必要なのだということであつて、特にそこにはボランティアの人たちの活用がどうも必要なのだというのだったら、今度はそのところには人材派遣を中心にそういうボランティアを集めてこられますかみたいな、そういう発注の仕方の方が目的に合っているのではないか。無理やりこの包括的業務にして一発で入札するということになるとなかなかつらくなるのではないかという感じがいたします。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○新田参事官 まさに今お話があつたような件につきましても確認をさせていただいております。これは施設の管理運営みたいな部分と展示の企画、それから、セミナーの企画、それからさらに来館者への説明みたいな部分の運営の部分が一緒に入っている。さらに言うと、飲食施設が入っております。その一部企画（国・地域別展示に併せた当該国・地域の食事の紹介等）も入っているのですけれども、それらについて比較的一般的な事業者でも受けられる部分だけ切り離すことができないのかという議論は当初のころあつたのですけれども、施設の性格から言って、施設の管理運営そのものが企画の部分とかなり密接に関連をしているということもあつて、その企画に応じて管理運営を一体的にやっていくことが必要だということで、ここについての分離に関してはやはり実施主体の方から、

JICAの方からこれはできませんということで当初のころから話は聞いている。

その中で、じゃあ、どこができるかということで、今回、工夫させていただいたという形になってございまして、ある意味では専門性、中に含まれておりますけれども、その中身についてできるだけ情報公開をしていくことでもって、この専門性の部分でこのところ、ブラックボックス的にわからない部分があるのではないかとこのところではできるだけなくす形で、こういうところについては例えばJICAの側から支援いたしますよということも含めてこの中に記述させていただいて、今の仕様書になっているという形でございます。

○稲葉委員　できないという説明は全く納得的ではないと思いますね。民間の施設でもこの種のものがある。

○新田参事官　簡単に説明させていただいて。

○稲葉委員　例えばレストランはレストランにお願いするのだ。展示の評価については展示に、博報堂みたいなどころにお願いするのだとか、わりとばらけてやっているのが一般的ではないですか。博報堂に食べ物まで面倒見させるとか、必ずしもそういうことばかりしているところばかりではないのではないかと思いますけど。ただ、そういうことで説得されたということなら、やむを得ないということですが。

○古笛委員　お食事に関してはやはり出て、お食事だけはどこか外部に別に切り分けて、どこかに依頼できないだろうかというお話もあったのですが、単にこれはお食事を提供するというだけではなくて、このボランティア活動の報告の一環ということで、なかなか食べ物とかも限られて、こういったイベントのときにはこういうものというような形という話があったかと思います。

○事務局　補足説明させていただきますと、食事に関しましてもメニューの企画はこの業者、この実施要項の対象業務に入っておりますが、食事をつくるという部分に関しましては、別の食堂業者が実施するという業務という形で分かれております。

○稲葉委員　そういうことなのだけれども、そういうことを言っているわけではなくて。

○引頭委員長　稲葉委員、貴重な御意見、ありがとうございました。今回の入札要項ですが、そうは言っても過去と比べると随分改善されたという面もございます。ただ、今、稲葉委員がおっしゃったように本質的な問題なのかどうかという点につきましては、今後の当該案件に対する応札者等々の様子をもう少し観察して、そのうえでまた検討していくことになるかと理解しておりますが、よろしいでしょうか。では、御賛同を賜れたということで、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして付議されました実施要項（案）につきまして、監理委員会として異存はないということにいたします。引き続き実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。

それでは、「取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務」について、尾花主査より御報告をお願いいたします。

○尾花委員　それでは、小委員会におきまして取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務の実施要項（案）について審議いたしましたので、御報告申し上げます。業務の内

容について御説明いたします。横長のカラーの資料をごらんください。概要として書いてございます。平成18年4月より不動産取引当事者へのアンケート調査に基づく不動産の実際の取引価格に関する情報について、個人情報秘匿処理等を行った上で四半期ごとに提供する業務でございます。このカラー刷りのものをごらんいただくと見にくいのですが、例えば1として所在地、千代田区1番丁、地目、住宅地。最寄り駅が半蔵門で距離が3分程度。取引価格が4億6,000万で坪単価が650万、面積は2,000平米以上等、また、その後の欄にいけますと、前面道路は例えば区道であって幅員が8メートル等、このような情報が記載されております。

このWebサイトをつくるという業務でございますが、やり方といたしましては、次のページを開けてください。受託者の業務としましては、まず、国交省の方から不動産の移転の登記が行われたという情報を受託者の方に送りまして、それに基づきまして個人情報等を削除したデータ処理をしまして、そして関係者に対して調査票、添付資料等を印刷して送り、関係者からその取引について土地が大体幾らぐらいで取引されたかというような情報を取得し、それを先に申し上げましたWebサイト上にアップロードして、土地取引の近年の状況を皆さんにお知らせする業務でございます。これにつきまして、また1ページ目の横長の資料にお戻りいただきますと、調査対象地域としては年々増えておりまして、現状は全国の地価公示対象区域に広がっております。そして、提供件数は累計で265万件、あとWebアクセス数は8,500万件で、月当たり708万件という利用されたWebサイトのように理解しております。

これはその受託者がすべき業務の概要でございます。この業務は、資料2-1にお戻りください。1.として、新規の事業として選定されたもので、今回は初めての公サ法に基づく入札となります。従来の入札については、横長の資料の最後のページをごらんください。23年度は企画競争、24年も企画競争、25年も企画競争、26年が総合評価落札方式になっておりますが、いずれも落札者は財団法人土地情報センターということになっております。ちなみに、応札者数も1者、2者、1者、1者と極めて限定されており、とはいえ、説明会参加者数は4者、3者、4者と可能性を含む数字でございます。

この資料2-1にお戻りください。今事業より単年度から2年2カ月に事業期間を延長して公サ法に基づく民間競争入札に望もうとした次第です。委員会では、いろいろ最初の実施要項の審査ということで、細かい議論はされましたが、変更に至った内容としては以下の2点でございます。従来の実施における目的の達成の程度についてということで、当初は23年から27年までの従来の実施要項の開示しかございませんでしたが、これは平成18年より、すみません、現在と同系統、全国の地価公示対象区域に対して実施するようになった平成19年から全部開示していただくことによって、不動産の市況というのは経済状況に非常に影響されますから、どのぐらいの大きな処理件数幅があるのかというのを開示していただくことになりました。

あと、評価項目一覧についても「管理技術者」、「技術担当者」という言葉が定義なくし

て使われていたので、それについてわかるように定義していただいたということになります。これにつきましては実施要項、資料2-2の別紙4ですので、通し番号45ページをごらんください。黄色い部分ですが、管理技術者とは本業務の実施に当たり統括を行う責任者を、担当技術者とは本業務の担当者のうち、管理技術者以外の者を指すということで、特別大きな技術を要求するものではないというような表記に変えていただき、かつ資料2-1に戻りますと、管理技術者、技術担当者の実施件数についての不動産取引1件とか2件とか、そのような表記になっていたもので、1件、2件ではなくて、こういったデータ入力業務について何件やったことがあるのかというふうに変更していただきました。意見募集結果については、寄せられた意見はございませんでした。

それから、参考資料の最後のページで入札不参加の理由として平成26年については単年度の契約では初期投資を考えると参入にリスクがあるということだったので、今回は2年2カ月に事業が延長されたものと理解しております。あと、事業規模が大きく、事業執行体制の確保が困難であるということで、確かにこれは全国にわたって登記所で不動産の移転があったときのものを捕捉して、それについて任意にアンケートをつくり、取引者当事者に価格等を教えてもらうという業務で、非常に規模が大きいのので、分割するということも将来は考えられるかとは思いますが、このたびは、まずは全体で民間競争入札をやってみたいというような御意向だったので、この実施要項（案）で試してみるというような審議の結果となりました。

以上、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。清原委員、お願いします。

○清原委員 これは大変アクセス件数の多い事業でありますので、大変大きな社会的ニーズがある事業だと思うのですが、これまで3者から4者、説明会等にいられています。そうした事業者というのは応札している一般財団法人土地情報センターとは特徴が違うような事業者でしょうか。どういう事業者が来ていらっしゃるのでしょうか。そして、この一般財団法人土地情報センターが受託しているのですが、こちらはほかの事業としてはどういふことをやっていらして、その御経験からこの仕事を受けやすいというような何か特徴的なものをお持ちなのかどうか、その2点について教えていただけますでしょうか。

○引頭委員長 ありがとうございます。

これは事務局からお願いできますか。

○事務局 事務局から説明させていただきます。説明会参加者については、国交省さんから聞いてはいないのですけれども、民間でも同様な、有料になるかと思うのですけれども、サイトを運営している民間会社はあるというのは伺っております。

土地情報センターなのですけれども、ほかにも国交省さんから類似の登記情報等の関係の事業は請け負っているようなのですけれども、こちらの事業がほぼ半分以上を占めると

いう状況と聞いております。

○引頭委員長 今の御説明の半分以上というのは登記情報関係の方ですか、それともこちらの事業のことですか。

○事務局 こちらの事業が単年度2億程度ですので、そちらが半分以上と伺っております。

○清原委員 ということですので、これまでの経過からしますと、この事業を受託して経験されていくと、またそこでノウハウが蓄積されるということがあるのだろうと推測されます。したがって、どうしても今まで取り組んでこられたところが新たに参入される場所よりもだんだん業務への適応性というか、その力が高まっていくでしょうから、今後、より一層開かれた取り組みにしていくためには、こうした情報収集、情報提供ということは、このテーマにかかわらず、一定程度は社会の中でノウハウというのも蓄積され、広がっているとも考えられます。したがって、先ほど主査がお話しされましたように、今年度こうした形でやってみて、そしてさらに新しいところが挑戦的に取り組んでいただけるものかどうかをもう1回は検証してもよいのではないかなと思いますが、他方で、何か構造的な制約があってどうしても1者応札の傾向が強くなるようであれば、またその要因を検証していく必要があるというような、特徴ある事業の1つではないかなとお話を伺って思いました。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございました。

ほかに御質問ございますか。石堂委員、お願いします。

○石堂委員 今の事務局の方からの回答を聞いて一言言いたくなったのですけれども、この土地情報センターですか、そこがやっている仕事の半分くらいがこの事業だということになると、一見、複数者の入札をやっていると言いつつ、もしこのセンターがそこで落札できなかつたら、半分仕事なくなるわけですから、いわば従業員どうするんだという話なんですね。それは逆から見れば、ここが取ることが確実な入札になっているのだろうという気がするんです。それは今回やってみて様子を見るということなのですけれども、そのところが「そのままではだめだ」という意識を持ってやっついていかないと、まさしくだめなのではないかという気がするんですね。恐らくこれはこの財団ができた経緯というのが、多分に国交省との関係で、こういうことが必要だから、やる場所をつくってよ、という感じでできたのではないのという疑念も持つんですね。

そういう組織は、私、たびたび言うのですけれども、その業務を受けるについて絶対体的に有利なんですね。無駄なことをやらないという意味で。しかも、自分のやっている業務の中で半分以上がこれだとなれば、さっきも言いましたように一見、競争入札に一業者として参加しているようでありながら、実際はもう自分のところが絶対強いという形になっているに違いないのではないかという気持ちがあります。今すぐ変えろと言っても無理であっても、それはやっぱり「問題なのだ」という意識を持って今後進めていただきたいなと思いますね。

○引頭委員長 ありがとうございます。

清原委員、石堂委員、ありがとうございます。今、お2人の御意見をお伺いしますと、かなり構造的なところに御懸念があるという内容だったと思います。事務局におかれましては、この問題意識をぜひ国交省にお伝えいただいて、引き続き今後の推移を見守っていくということかと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきまして、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、「第31回、第32回公物管理等分科会 審議結果について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、私の方から資料3-1及び資料3-2に基づきまして、近年開催されました公物管理等分科会におけます審議結果について御報告を申し上げます。まず、資料3-1でございますが、第31回の公物管理等分科会、今年の3月3日に開催されたものでございます。案件につきましては、福祉用具・介護ロボット実用化支援事業並びに福祉用具臨床的評価事業ということで、いずれも厚労省の事業でございますが、この2事業に関しましては、いずれも優良な福祉用具などの活用を促進、支援するための事業ということでございまして、前者につきましては福祉用具・介護ロボットに関します情報を収集し提供することや、メーカーと介護福祉の現場をマッチングさせるといったような事業でございます。また、後者につきましては、福祉用具の特に安全面からの評価を行いまして、その評価を行うということと、あと事故の事例の収集や紹介なども行っていくというような事業でございます。いずれも同じ公益財団法人が実施をしているという状況でございます。この事業に関しまして、市場化テストの導入の余地があるのではないかとこの観点からヒアリングを行っていただいたというものでございます。

ヒアリングの内容等のところでございますけれども、内容といたしまして、主な御意見といたしましては、やはり厚労省の側として、今、受注している公益財団に対して、ある意味依存しているという状況があるのではないかと。取り組みが甘いということで、現在の発注側につきましても現行事業者が有利になっているのではないかと。あるいは競争改善のための取り組みについて、厚労省がどのようにサポートしていけば新たな事業者が取り組めるのかということについての検討が不十分だということかなり厳しい御意見が出たと考えてございます。

また、裏のページでございますけれども、例えば福祉用具の評価の基準づくりまで委託業者に任せているというところがあるなど、行政が担う部分と委託事業者が担う部分の線引きが明確ではないのではないかと。あるいはこの今受けている公益財団法人でなければできない事業、あるいは競争を働かせてほかの事業でも、ほかの業者でもやっていただくべき事業といった部分の切り分けも検討する必要があるのではないかと。さらには、その中身について事務的な内容と専門性の高い部分が混じっているということもございまして、そう

した部分の整理も必要なのではないかということで、全体的に業務の切り分けについても検討する必要があるのではないかというような御意見が出たところでございます。

結論といたしましては、市場化テストの適用余地を検討する前に、そもそもこの事業全体について今後どういうふうに取り組んでいくのかということにつきまして、今申しあげましたような論点について整理が必要だということでございまして、まずは厚生労働省におきまして事業の発注の在り方も含めた検討をしっかりと行っていただく。今後、監理委員会におきまして、それらの検討の状況について平成28年度以降にヒアリング対象候補として改善を要請していくことでもってフォローアップをしていくという結果になったものでございます。

続きまして、資料3-2の方、第32回、こちらは3月15日に開催されたものでございます。こちらは既に基本方針の別表に掲載されております防衛装備品の補給・維持業務、防衛省の事業でございますけれども、これについて表記の仕方が監理委員会と連携して検討を行うということになってございまして、ずっと検討という形で残ってきているものでございました。これにつきまして、現在の状況について防衛省から御説明をいただきまして、その上で今後の取り扱いについて審議をいただくという趣旨での開催でございます。この防衛装備品の補給・維持業務につきましては、例えば航空機のような大がかりな防衛装備品に関しまして、その保守、点検のために必要な部品のストックの調達から運用に必要なメンテナンスまで一括して、まとめて委託するという形で新しい防衛装備品の補給・維持に関する業務ということでパイロット・モデル事業という形でPBLパイロット・モデル事業というのでございますが、実施をしているというものでございます。

これに関しまして、特に国庫債務負担行為の特例の活用なども検討するという事の中で、比較的市場化テストの親和性が高いのではないかということで、防衛省の方から選定があった事業でございますが、実際、これまでPBL事業について進めてきた中では、対象がやはり航空機などのかなり特殊性の高い装備品が対象になるということもございまして、競争性を確保するという観点からもなかなかなじみにくいということがだんだんわかってきたという状況でございます。それらの状況につきまして御説明をいただきまして、結果として、その競争性のある市場とは言えないということについては御理解いただいたということでございます。また、他方で、中期的なPBL事業の拡大に向けて公サ法が適用できるものがあるのではないかということについてはまだ検討の余地があるという御説明が防衛省の方からもございましたので、それらを踏まえて最後、対応方針でございますけれども、防衛省におきまして、そうしたさらなる活用についての検討を行っていただくということを前提に引き続きフォローアップをしていくという内容になったところでございます。

裏面でございますが、今後の結果といたしましては、とは言いながら、いつまでもずらずと対象事業のないまま、検討のまま残しておくということもよろしくないということもございまして、平成29年度末に一定の結論を得るということを明記した上で引き続き検討するという形で整理させていただいたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問がございましたら、よろしく御発言のほどお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本件につきましては、それぞれ事務局において継続して状況を確認していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、「第50回施設・研修等分科会 審議結果について」事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 引き続き資料4に基づきまして、施設・研修等分科会の審議の結果報告を行わせていただきます。こちらの第50回、3月14日に行われました施設・研修等分科会の審議の結果の報告でございます。案件といたしましては2件ございまして、いずれも民間事業者からの意見募集で提出されました公的統計調査の市場化テストの拡大に関しましてヒアリングを行ったというものでございます。

1件目が経済産業省資源エネルギー庁のエネルギー消費統計調査でございます。こちらの調査は地球温暖化対策ということで二酸化炭素の排出削減の取り組みの状況に関します国連報告のために民間事業者がエネルギー消費についてどういう動向にあるのかということ进行调查するものでございます。事業の当初から1者が、同一事業者が受注しているという状況でございまして、結果といたしまして特殊なノウハウやデータの蓄積、あるいはデータベースの構築といった部分で現行事業者以外に対応可能な受託者が見つからないという状況になってしまっているというものでございまして、経済産業省といたしましては、まず、そういう状況でもございますので、入札可能性について調査を行った上で、入札可能性が、要するに競争力が十分発揮できる環境にないということを確認できた段階で公募型の随契に移行したいという御意向を示されたものでございます。

これに関しまして委員の方々からさまざまな御意見があったところでございますが、そもそも今の入札可能性調査を行うような状況になっているということ自体が、1者受注をこれまでずっと継続してきたことの結果論だということでありまして、そもそもこの調査をどういうふうにしていくべきなのかという視点から見直す必要があるのではないかとという意見が大半であったと理解をしております。具体的には、重要な統計調査ではあるからこそ、現行事業者以外の事業者もちゃんと育てていくことが必要なのではないかと。そういう観点から経産省としてきちんと今の仕様の中身を含めて見直していくべきではないかというような御意見だったと理解しております。

その結果でございますが、この入札可能性調査につきましては、当面やらずに、まずは今の入札の資料などの改善をやってみて、その検討を進めていく。それとあわせて事業内容につきましても今後見直しが見込まれているということがございますので、その事業内容の変更などが収束すると考えられます3から5年後に改めて、その時点での入札状況を確認した上で市場化テストの導入について改めて検討しようということになったところで

ございます。ただ、結論のところにかかせていただいておりますけれども、文章といたしましては平成28年度以降のヒアリング対象事業候補として引き続き残していくということでございますが、今回、その仕様書の詳細について、どこに問題があるのかということについて確認が十分できなかったということもございますので、この点については分科会で再度ヒアリングを行った上で、その自主的な取り組みを求めていくということになっているところでございます。

もう1件、こちらは国土交通省観光庁の旅行・観光消費動向調査でございます。これは日本国民の国内、海外、それぞれの旅行について、その実態を把握するための調査でございます。これもこの数年同一事業者が落札しているというものでございます。こちらの方につきまして、改善点、どのようなところがあるかということにつきまして主にヒアリングを行っていただいたところでございますが、例えば仕様書の書き方が抽象的であるとか、あるいは事業者がどこまで負担すればいいのか、そのリスクの部分があまり明確に書かれていないというようなところがあるなど、仕様書の観点で改善点として比較的明確な問題点が見出されたというところがございます。そういうところもございましたので、その改善点について、まずは改善していただこうということで、論点が比較的明確だということもございますので、改善要請という形で平成28年度以降のヒアリング対象事業候補として挙げさせていただいて、引き続き監理委員会としてフォローアップしていくという結論になったというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本件につきまして、経済産業省のエネルギー消費統計調査については、再度分科会でヒアリングを実施する。そして、国土交通省の旅行・観光消費動向調査につきましては、事務局において引き続き状況を御確認いただくということでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席、お願いいたします。